

## 条 例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十四号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）」を  
「第五章 消費生活支援  
第六章 雑則（第三十

センター（第二十九条―第三十五条）

」に改める。

六条―第四十一条）

第三十四条を第四十一条とし、第三十三条を第四十条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を

第三十九条とし、第二十九条から第三十一条までを七条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

#### 第五章 消費生活支援センター

（名称及び位置等の公示）

第二十九条 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する機関として消費生活支援センター（以下「センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

##### 一 センターの名称及び位置

二 法第八条第一項第二号イ及びロに規定する事務を行う日及び時間

（事務）

第三十条 センターにおいては、法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、消費者教育、市町村の消費者行政及び消費者団体の活動の支援、関係者相互間の連携促進等を行うものとする。

（職員の配置）

第三十一条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第三十二条 センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試

験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第三十三条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとにその能力の客観的な実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(職員に対する研修)

第三十四条 知事は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第三十五条 知事は、センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。